

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校と

旭タンカー株式会社との包括連携に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と旭タンカー株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲及び乙が包括的な連携・協力のもと、各々の人的・知的資源を活用しながら、主に甲の所有する操船シミュレータ等を利活用した海技教育訓練を通じて人材の育成に寄与することを目的とする。

第2条（連携・協力の事項）

甲および乙は、次の事項について連携するものとする。

- (1) 操船シミュレータ等を利活用した教育プログラムの開発
- (2) 海事産業の発展のための学術的活動
- (3) 人材の交流・育成による技能・技術向上
- (4) その他必要と認める事項

2. 甲および乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法および費用負担その他の条件が決定した場合は、別途覚書等を締結の上で定めるものとする。

第3条（費用負担）

本協定に基づく甲および乙の取り組みに要する費用は、前条2項に定める覚書等において別途定める場合を除き、甲および乙の各々の負担とする。

第4条（連携窓口の開示）

本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を定め必要な協議を行うものとする。

第5条（秘密保持）

甲および乙は、本協定に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対して開示、漏洩または本連携目的以外に使用してはならない。

2. 甲および乙は本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

第6条（損害賠償）

本協定への違反により、一方当事者が損害を被った場合には、本協定に違反した他の当事者に対し、損害賠償を請求することができる。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、甲または乙のいずれから改廃の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項、または本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、甲および乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通作成し、甲・乙ともに署名の上、各々1通を保有するものとする。

2025年7月25日

三重県鳥羽市池上町1番1号

(甲) 独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校長

東京都千代田区有楽町1丁目13番2号

(乙) 旭タンカー株式会社  
代表取締役社長

あふたかー

春山 茂一